

暫定議題
第 15 回遵守委員会会合
2020 年 10 月 8－10 日
日本、札幌

1. 開会

- 1.1 開会の辞
- 1.2 議題の採択
- 1.3 会議運営上の説明

2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要

この議題項目は、既存の CCSBT 保存管理措置の遵守状況に関するものである。

2.1 事務局からの報告

事務局は、以下の主要な CCSBT 保存管理措置にかかるメンバーの遵守状況の概要を示した表を含む 2 つの文書を提出する予定である。

- SBT 関連措置
- ERS 関連措置

2.2 メンバーからの年次報告

メンバーは、CCSBT 26 において採択された 遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書の改訂テンプレート により、それぞれの年次報告書を提出しなければならない。さらに CC 14 において合意されたとおり、転載を行っているメンバーは（テンプレートのセクション 2.4iii において）転載オブザーバーから報告された全ての不正行為及びこうした不正行為に対応するためにとられた措置に関する報告を行うこととされている。

本議題項目では、年次報告書における主要な問題（メンバーの制度及び履行状況の詳細な精査を含む）に対する質疑応答に重点を置く。報告書の全体を説明する必要のないよう、メンバーには提出された全ての報告書を事前に読了しておくことが期待される。その代わりに、メンバーは、CCSBT 措置の実施及び／又は遵守にかかる課題があったあらゆる分野（議題項目 2.1 で発表される事務局文書で指摘されたあらゆる分野への対応を含む）についてハイライトすべきである。

さらに、

- オーストラリアは同国の遊漁漁獲量調査について報告する。
- EU は、2020 年に品質保証レビュー（QAR）フェイズ 1 に参加し、同国の QAR から得られた重要な成果及びあらゆる将来的な改善計画について（改訂テンプレートのセクション 1.2 において）報告する。

2.3 COVID-19 に関連する問題の検討

2.3.1 メンバーによってとられた措置

遵守委員会での検討に向けて、メンバーは、COVID-19 のパンデミックを受けて拡大委員会（EC）による承認を受けることなく CCSBT 遵守措置の通常の運用から逸脱した全ての事例を報告するよう要請されている。

2.3.2 例外的状況に関する原則及びとられる行動の種類に関するガイドライン

CCSBT 回章#2020/046 で提案したとおり、事務局は、メンバーからの非公式なインプットを得て、COVID-19 のような例外的状況においてとられるべき原則及び行動の種類を含む遵守政策ガイドライン案を作成する予定である。遵守委員会では、当該案について検討する。

2.4 CCSBT 管理措置の遵守状況の評価

上の小議題項目並びに上述の報告書において提示された情報は、このプロセスに大いに貢献するものと考えられる。

2.4.1 メンバーの遵守状況

遵守委員会 (CC) は、CCSBT 管理措置の遵守状況にかかるメンバーの履行状況について検討するとともに、改善が求められるあらゆる分野に関する勧告を行う予定である。

2.4.2 是正措置政策の適用

CC は、非遵守が特定されたあらゆる分野 (TAC の超過及びその返済の事例を含む) について検討し、そうした非遵守事例に対して、CCSBT 是正措置政策の下にどのように対応すべきかについて勧告を行う予定である。

3. CC 14 による 2020 年作業計画の進捗状況のレビュー

メンバー及び事務局は、3 つの休会期間中の連絡調整グループ、オンラインによるデータ提出及びアクセスに関するアップデート、及び試行的電子漁獲証明制度 (eCDS) の開発といったより重要な事項は本議題後段の議題項目で別途検討されることに留意しつつ、CC が策定した 2020 年作業計画の事項 (以下に列記) に関する報告を行う予定である。

- 複数の中国船籍漁船から転載を受けた中国船籍運搬船に SBT と思しき魚が積載されているとの報告につながった状況に関する IOTC 転載オブザーバーとのフォローアップの結果 (事務局)
- 新たに報告された SBT 漁獲物に関する ICCAT の記録の確認結果 (該当する場合。事務局)
- 文書 CCSBT-CC/1910/10 (4 ページ) で報告された貿易データの不調和に関するフィードバック (オーストラリア、EU、インドネシア及び南アフリカ)
- 必要に応じて、南アフリカに対する CDS に関するサポートの提供 (オーストラリア及びニュージーランド)
- SBT の遺伝子による種同定技術の開発状況 (利用可能な場合。オーストラリア、南アフリカ及び新情報を有するその他のメンバー)
- WCPFC との転載 MoC の運用開始に関するアップデート

4. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

メンバー及び/又は事務局は、以下に列記したような CCSBT 措置の運用上の問題点についてのアップデート又は報告を行う予定である。

- 許可船舶／蓄養場決議
- 転載決議
- 港内検査に関する最低基準
- IUU 船舶リスト決議
 - 事務局は、相互掲載プロセス及び CCSBT IUU 船舶リストの現状に関する簡潔なアップデートを提示する予定である。
 - 必要に応じて、IUU 船舶リスト案が検討される。

5. CCSBT 遵守計画の実施状況

本議題項目では、3 年間の遵守行動計画 (2018-2020 年) において 2020 年に予定されている行動事項であって、本議題の他の議題項目ではカバーされていない行動事項に対応する。

5.1 公式の遵守評価プロセス案

CC 14 において合意されたとおり、オーストラリアは、適切な遵守評価ツール及びプロセス（品質保証レビュー（QAR）を含む）のさらなる策定について検討するための休会期間中の連絡調整グループを招集した。オーストラリアは、当該グループの進捗状況及び勧告（QAR プログラムに関する何らかの勧告を含む）について報告する予定である。

5.2 常設議題項目

以下の常設議題項目については、新たな情報が利用可能となった場合に検討される。

- 以下を含む、潜在的な SBT の IUU 活動に関するアップデート
 - Trygg Mat Tracking に依頼している臨時解析（必要に応じて Trygg Mat Tracking のサービスを利用するために現在確保している 2 万ドルの臨時資金に関する勧告の策定を含む）
 - 船舶位置情報の解析（例えば VMS 又は AIS データの解析）
- 訂正及び明確化を目的とした、CC/EC に対する年次報告書の新テンプレート（2019 年版）に対する編集上の修正
- 協力を要請すべき非メンバーの寄港国及び市場国
- SBT 漁業における電子モニタリングシステム（EMS）の開発及び使用に関するアップデート
- MCS 制度に関するベストプラクティスの特定及び共有の継続

6. CCSBT の計画、政策及び取決め：レビュー、改正及び中間報告

メンバー及び事務局は、CCSBT の政策及び取決めに関する改正案及び／又は中間報告について検討する予定である。

6.1 遵守行動計画（CAP）：リスクのレビュー及び 2021 年から 2025 年までの CAP にかかる検討

- CC は、現行の遵守リスク一覧のレビューを行う。これは CC 12 により合意された常設議題項目である。
- CC による検討のため、事務局は、2020 年作業計画の以下の事項について、CAP に関する休会期間中の連絡調整グループによってなされた進捗を報告する。
 - a) 現行の遵守リスクの緩和及びより良い定量化に関する CCSBT の進捗状況の検討
 - b) 新たな（5 年間の）CCSBT 遵守行動計画（CAP）案（行動事項案及びスケジュール案を含む）の策定

6.2 CCSBT とその他機関との遵守関係のアップデート

事務局は、国際監視・管理・取締りネットワーク（IMCSN）、まぐろ遵守ネットワーク（TCN）及びその他の関連機関と事務局との遵守関係の発展に関するアップデートを提供する予定である。

7. オンラインによるデータ提出／データアクセスプロジェクト及び試行的 eCDS の開発状況

事務局は、オンラインによるデータ提出及びデータアクセスプロジェクトに関するアップデート、並びに CCSBT 26 で合意されたとおり、現行 CDS 決議（2014 年に採択¹、2019 年に改正）をベースとする試行的 eCDS の開発に関する中間報告を行う予定である。

¹ CCSBT 26（EC 報告書パラグラフ 43）では「現行の 2014 年 CDS 決議をベースとする試行的 eCDS の開発を支持した」としているが、CCSBT 26 では CDS 決議の 2019 年改正バージョンが合意されている。2019 年 CDS 決議の改正点は「国産品の水揚げ」の定義に関する点のみである。この改正による運用上の変化はないので、同改正は eCDS の開発作業には影響を及ぼさない。

8. 海鳥措置の実施強化のための提案

CC 14 は、CCSBT 漁業における生態学的関連種（海鳥）措置に関する教育及び実施の強化に関するプロジェクト提案を具体的な資金獲得のための提案としてさらに策定するため、2020 年も休会期間中の海鳥連絡調整グループを継続することに合意した。同グループでは、バードライフ・インターナショナルのリーダーシップの下に、遵守委員会によるさらなる検討に向けて作業が進められている。

9. 2021 年の作業計画

10. その他の事項

11. 拡大委員会に対する勧告

12. まとめ

12.1. 会合報告書の採択

12.2. 閉会